

## 大学院 法学研究科 法律学専攻 博士前期課程 入学試験問題

## 専修科目・専門科目 1 / 2

- 注意 (1) すべての問題用紙・解答用紙に受験番号を明記すること。  
 (2) 解答用紙に科目名及び選択した問題番号を明記すること。  
 (3) 試験時間内の退室はできない。

## 【税法】(専修科目：社会人 120 点)

次の1 (必答) 及び2 (1～2の2問から1問を選択) に答えなさい。

- 1 次の〈参考法令〉を参考に (A～E) に何が入るかが直接問われているわけではない)、税理士の使命と業務について論じなさい。(30 点)

## 〈参考法令〉

○ 税理士法 (昭和 26 年法律第 237 号)

(税理士の使命)

第 1 条 税理士は、税務に関する専門家として、A (原文は、「独立」「公正」「理念」「信頼」「適正」を含む 70 語) を使命とする。

(税理士の業務)

第 2 条 税理士は、他人の求めに応じ、租税 (… ) に関し、次に掲げる事務を行うことを業とする。

- 一 B (税務官公署 (… ) に対する租税に関する法令若しくは行政不服審査法 (… ) の規定に基づく申告、申請、請求若しくは不服申立て (… ) につき、…)
- 二 C (税務官公署に対する申告等に係る申告書、申請書、請求書、不服申立書その他租税に関する法令の規定に基づき、作成し、かつ、税務官公署に提出する書類 (… ) で財務省令で定めるもの (… ) を…)
- 三 D (税務官公署に対する申告等、第一号に規定する主張若しくは陳述又は申告書等の作成に関し、租税の課税標準等 (… ) の計算に関する事項について…に依ずることをいう。)

2～3 (略)

第 2 条の 2 税理士は、租税に関する事項について、裁判所において、E として、弁護士である訴訟代理人とともに出頭し、陳述をすることができる。

2 (略)

- 2 次の 1～2 の 2 問から 1 問を選んで答えなさい。(90 点)

- 1 【事例 1】における〈事例〉及び〈解説〉を読んで、以下の (1)～(3) に答えなさい。

## 【事例 1】

## 〈事例〉

X は D 大学の教授で、その昭和 39 年の収入金額は、170 万円余の給与収入と 5 万円余の雑収入であった。給与所得者でも給与収入が一定の金額以上である場合には確定申告をしなければならない旨の規定 (昭和 40 年改正前の所得税法 [以下、「旧所得税法」という] 26 条 1 項) により X には、確定申告の義務があったが、X がその義務を履行しなかったため、所轄税務署長 Y は、X に対して、総所得金額 160 万円余 (そのうち給与所得は 157 万円余で、これは給与収入から 13 万 5000 円の給与所得控除を差し引いた金額である)、課税総所得金額 114 万円余、税額 20 万円余、納付すべき税額 (税額から源泉所得税を差し引いた金額) 5 万円余という内容の決定処分と無申告加算税 5700 円の賦課決定処分をなした。X は、これらの処分の取消しを求めて出訴した。

## 大学院 法学研究科 法律学専攻 博士前期課程 入学試験問題

## 専修科目・専門科目 2/2

## &lt;解説&gt;

本件訴訟は、大嶋訴訟とかサラリーマン税金訴訟と通称されるが、昭和41年に訴えが提起されて以来、最高裁が判断を下すまで足かけ20年の間、たえず話題を提供し、サラリーマンの重税感と不公平感を増幅して、昭和60年代の抜本的税制改革に大きな影響を与えた。

本件判決は、裁判所の租税立法に対する違憲審査の基準、租税法律主義、および租税公平主義と給与所得の課税の3つの問題に関する判例として重要な位置を占めている。租税法の判例の中で最も重要で興味ぶかい判例の1つである。  
(金子宏「1 憲法と租税法—大嶋訴訟」租税判例百選〔第7版〕)

- (1) 本件判決が大きな影響を与えた、昭和60年代の抜本的税制改革について説明しなさい。(20点)  
 (2) 「租税法律主義」につき、本件判決は従来の判例の考え方を踏襲している。これを踏まえ、「租税法律主義」について論じなさい。(35点)  
 (3) 本件訴訟で問題になった「租税公平主義と給与所得の課税」について論じなさい。(35点)

## 2 【事例2】における&lt;事例&gt;及び&lt;関係法令&gt;を読んで、以下の(1)～(3)に答えなさい。

## 【事例2】

## &lt;事例&gt;

平成12年3月31日以前の贈与につき、受贈者が日本に住所を有さない場合、財産所在地が国外ならば日本の贈与税は課せられなかった(当時の相続税法1条の2)。他方、受贈者が日本に住所を有する場合、無制限納税義務者として財産所在地を問わず贈与税が課せられていた。そのような中、贈与税の課されない香港等に住所を移し国外財産を受贈することで日本の贈与税を回避する方法が、当時一般に紹介されていた。

(浅妻章如「14 借用概念の意義—武富士事件」租税判例百選〔第7版〕)

Bは、香港に赴任し、通算約3年半にわたる赴任期間中の約3分の2の日数を香港の居宅に滞在して過ごし、その間に現地での業務に従事する一方、赴任期間中の約4分の1の日数を国内の居宅に滞在して過ごし、その間に国内での業務に従事した。そのような中、Bは、赴任の開始から約2年半後にAから国外財産の贈与を受けた。なお、Bは、赴任期間中、国内での滞在日数が多くなりすぎないように調整していた。

## &lt;関係法令&gt;

○ 相続税法(平成15年法律第8号による改正前のもの。本事例に適用される。)(抜粋)

(贈与税の納税義務者)

第1条の2 左に掲げる者は、この法律により、贈与税を納める義務がある。

- 一 贈与(贈与者の死亡に因り効力を生ずる贈与を除く。以下同じ。)に因り財産を取得した個人で当該財産を取得した時においてこの法律の施行地に住所を有するもの  
 二 略

- (1) 借用概念について、その対となる概念と比較しながら説明しなさい。(25点)  
 (2) 租税回避について、脱税・節税との異同に触れながら説明しなさい。(25点)  
 (3) このような事例の下で、Bは、相続税法(平成15年法律第8号による改正前のもの)に基づく納税義務を負うか。理由を示しながら答えなさい。(40点)